

苦情申出窓口の設置について

宮城の里デイサービスセンター

宮城の里デイサービスセンターでは、社会福祉法第 82 条の規定により、ご利用の皆さまからの苦情に適切に対処して、誠意をもって解決に努めるようにと、苦情申出窓口を設置しておりますのでお知らせいたします。
どうぞ、ご遠慮なくご相談をお寄せください。

記

1. 苦情解決責任者 所 長

2. 苦情受付担当者 所長・主任・生活相談員

3. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を、苦情解決責任者に報告します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。

(4) その他の苦情申出窓口

当センターで解決できない苦情は、下記に申し立てることができます。

- ① 群馬県「運営適正化委員会」 027-255-6669(直通)
- ② 群馬県国民健康保険団体連合会 027-290-1323(専用窓口)
- ③ 前橋市役所介護高齢課 027-224-1111(代表)

宮城の里デイサービスセンター
所在地；群馬県前橋市市之関町401番地
電 話；027-230-4131